

進路だより～飛翔～



◆実力テストを活用しましょう

先週に実力テストの問題用紙と解答用紙を返却しました。実力テストは進路実現に向けての重要な資料になりますので、丁寧に保管するようにしてください。今回の実力テストでは、年に6回行われる実力テストの活用方法について紹介したいと思います。

①既習事項がどのくらい定着しているかを確認しましょう！

第1回の実力テストの範囲は1・2年生の内容でした。夏休み中に1・2年生の復習を終わらせるために、今回の実力テストを復習し、苦手としている単元を知ることが重要です。得点ばかりに気を取られることなく、実力テストの問題をもう一度見返し、既習事項の定着を目指してほしいと思います。

②進路に関わる面談での重要な資料となります！

自分が進学したいと考えている高校に合格するためには、どの程度の学力が必要なかを把握するだけでなく、入学してからの3年間、本当にその進学先で頑張っていけるのかについても確認していきます。そのひとつの目安となるのが実力テストです。特に11月頃に行われる三者面談においては最も重要な資料となります。

③私立高校の推薦規準として扱う高校もあります！

第3回（10月4日）、第4回（11月7日）の実力テストの結果を推薦基準の参考にしている高校もあります。進路実現のために1回1回の実力テストを大切にしてほしいと思います。

◆高校説明会の情報について

先日の進路集会でも話しましたが、高校説明会に関する情報が最も多く載っているのが高校のホームページです。また、千葉県の公立高校の体験入学の日程をまとめたものが、千葉県のホームページに掲載されています。

千葉県ホームページ掲載先

【教育・文化・スポーツ】 → 【教育・健全育成】 → 【学校教育】 →

【魅力ある県立学校づくり】 → 【令和6年度中学生の一日高校体験入学等実施予定一覧】

また、高校説明会の予約については、進路だより第2号の内容を再度確認するようにしてください。特に部活動見学や部活動体験については、担任の先生だけでなく、必ず部活動の顧問の先生にも事前に連絡するようにしてください。

◆進路関係の質問（進路希望調査より）

先日、ご提出いただいた進路希望調査に多く寄せられた質問についてご回答いたします。

【私立高校の推薦入試について】

私立高校の入学者選抜試験では、推薦入試制度がある高校もあります。全ての高校において推薦入試制度があるわけではないので、ご注意ください。

一般的に「推薦入試」の方が、推薦を受けなくて受験する「一般入試」よりも合格率が高くなります。しかし、推薦入試で受験するには、以下の条件をクリアすることが必要になります。

- ① 高校が設定している通知票の評定や、欠席数などの条件を満たしていること
- ② 中学校が、人物として推薦して問題ないと認めること

高校の設定している基準については、各高校の説明会等に参加し、聞いてくるのが良いと思います。また、入試の詳細は各校で作成される「募集要項」に記載されます。募集要項は今後、各高校のホームページ等で確認できます。

推薦基準を設けている高校の多くは、通知票の評定の基準を「1学期または2学期の評定」としている場合が多いため、1学期か2学期のどちらかで基準を満たしていることが条件になります。その時、教科ごとに良い方を取ることはできませんので、ご注意ください。また、評定が基準に満たしていない場合でも、英語検定などの資格や、部活動の成績などで、加点制度を設けている高校もあります。募集要項にそちらについても書かれていますので、ご確認ください。

【志望校決定までの流れについて】

夏休みを使って高校見学や体験などに参加し、たくさんの情報を集めてください。その際には学力的にも自分の合う学校を探すようにすると良いと思います。また、1学期の通知票の評定を目安に、「併願推薦」で受験できそうな、私立高校を見学することも意識してください。

9月から、毎月のようにある「実力テスト」の結果をもとにして、生徒との面談を随時行っていきます。また、進路希望調査においてご家庭の考えとも共通理解をはからせていただきます。そして10月後半から予定されている3者面談において、受験校の方針を決定していきます。特に私立高校の出願については、公立高校よりも早いこと、推薦の基準を満たしているか判断するのに時間がかかることから、この面談で受験する私立高校を決定していただきます。公立高校においては、出願までまだ余裕があるので、1月にある最後の実力テストの結果を見て判断することもできますが、方針は固めておく必要があります。11月中に「進学希望先受験確認票」（進路ノート p52、53）を提出していただく予定です。提出後に変更が生じた場合には、口頭ではなく、「受験計画変更願」（進路ノート p54～57）の提出をもって変更をしていきます。